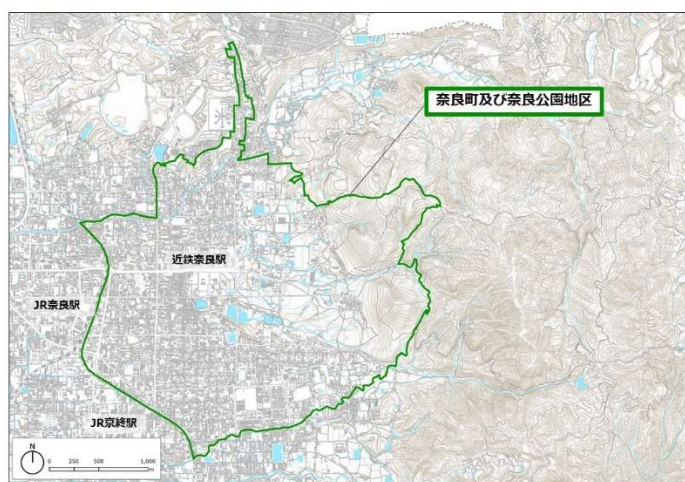


歴史的風致形成建造物制度のご案内

1. 歴史的風致形成建造物制度とは？

奈良市では、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき認定された奈良市歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域「奈良町及び奈良公園地区」において、良好な歴史的環境の維持及び向上のためにその保全を図ることを目的として、修理や修景に対する理解を高めるとともに、積極的に歴史的風致形成建造物の指定を行っています。



奈良市歴史的風致維持向上計画
(第2期) についての詳細は
奈良市 HP をご覧ください



2. 指定の基準

奈良市の歴史的風致を維持向上するために重要な建造物であり、次のいずれかに該当する建造物。

- ① 意匠性、技術性が優れているもの
- ② 歴史的、地方性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもの

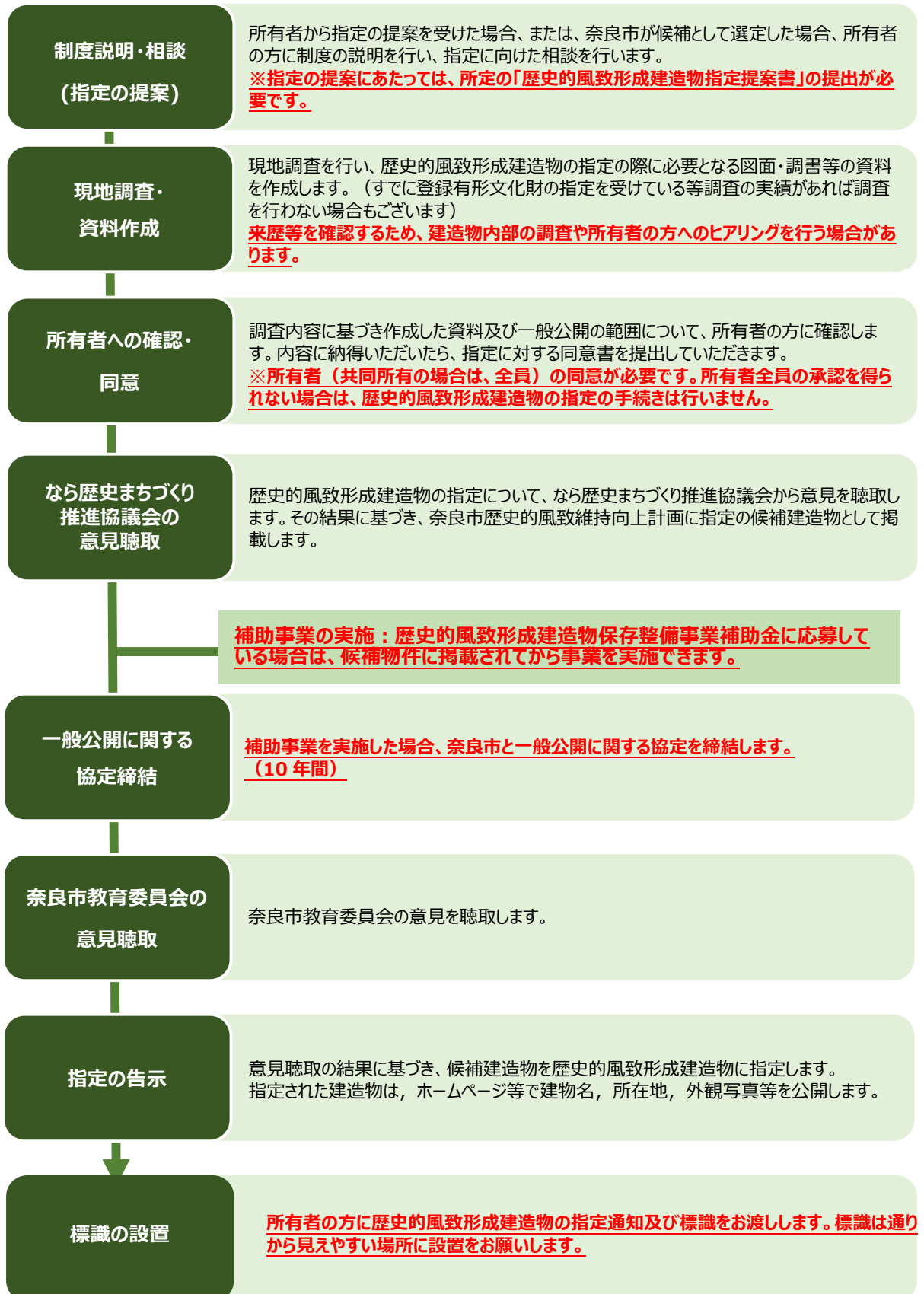
指定対象

次の要件のいずれかに該当する建造物

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定による登録有形文化財、及び同法第132条第1項の規定による登録記念物
- ② 奈良県文化財保護条例第4条第1項に規定する県指定有形文化財、及び同条例第38条第1項に規定する県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 奈良市文化財保護条例第4条第1項に規定する指定文化財
- ④ 景観法第19条に規定する景観重要建造物
- ⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第14条第1項に規定する都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

3. 指定の手続き

「歴史的風致形成建造物」として指定されるまでの主な流れは以下の通りです。（**赤字**が所有者に関わる手続き）



4.指定されると何が変わる？

皆様が所有する建造物が「歴史的風致形成建造物」に指定されることで、その建造物の価値が公的に認められるとともに、地域の宝として未来へ受け継ぐための様々なサポートが受けられます。

指定に伴う所有者の責務

建造物が地域の宝として守り伝えられていくためには、所有者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

適切な維持管理：

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう適切に管理する義務が生じます。

現状変更等の届出

建造物の外観や構造に影響を与えるような増改築、修繕、移転、除去などを行う場合は、**着手する日の 30 日前までに、市長への届出が必要になります。**市長が建造物の保全に支障を来すと認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することがあります

所有者の変更の届出

建造物の所有者が変わる場合は、**新しい所有者**は市長に届出が必要です。

指定に伴う優遇措置と支援

指定された建造物の所有者には、保存・活用に向けた支援が用意されています。

歴史的風致形成建造物の修理に係る補助制度が利用できます

歴史的風致形成建造物の外観を維持修理、または、復原修理する場合の補助制度（奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金）が利用できます。

補助制度 HP



相続税算定における評価額の控除があります

歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地の用に供されている宅地については、それが、歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地の用に供されている宅地でないものとした場合の評価額から、その評価額に 100 分の 30 を乗じて計算した評価額を控除した金額によって評価されます。

※詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。

国税庁 HP



5.指定建造物に関する情報の公開

指定された旨を、奈良市において告示します。また、指定された建造物は奈良市ホームページにて所在地及び概要を公開します。

また、指定手続き完了後に歴史的風致形成建造物である旨の標識をお渡ししますので建造物の外部に設置していただきます。

標識



お問い合わせ先

奈良市 観光経済部 観光戦略課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL:0742-34-5609

E-mail:hojokin-syurisyukei@city.nara.lg.jp